

第 169 回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成 22 年 1 月 15 日（金）午後 2 時 00 分～3 時 55 分
2. 場 所 （財）福井原子力センター 2 階研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
 - （1）原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成 21 年度 第 2・四半期）
 - （2）原子力発電所より排出される温排水調査結果（平成 21 年度 第 2・四半期）
 - （3）発電所の運転および建設状況（平成 21 年 10 月～平成 22 年 1 月）
 - （4）高速増殖原型炉「もんじゅ」における
安全性総点検に係る報告書（第 5 回報告）について
 - （5）高浜発電所 3，4 号機のプルサーマル計画について
 - （6）美浜発電所 1 号機の高経年化技術評価と長期保守管理方針について
5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

(1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成 21 年度 第 2 ・ 四半期）

[県 原子力環境監視センター 寺川 所長より説明]

(2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果（平成 21 年度 第 2 ・ 四半期）

[県 水産試験場 若林 場長より説明]

(3) 発電所の運転および建設状況（平成 21 年 10 月～平成 22 年 1 月）

[県 原子力安全対策課より説明]

(質疑なし)

○議題説明

(4) 高速増殖原型炉「もんじゅ」における

安全性総点検に係る報告書（第 5 回報告）について

[独立行政法人 日本原子力研究開発機構 伊藤 理事]

(敦賀市：嶽 企画政策部長)

- ・ 安全性総点検に係る総括として報告書が国に提出され、機構として運転再開できる状態であるということを確認したという状況であり、現在、国において厳格な審査が行われている。
- ・ 敦賀市長は安全審査がしっかりとなされた後で、国から説明を受けて適切に判断していきたいとしており、市としても国の審査を注視していきたいと考えている。
- ・ 機構においても今後とも安全、安心を最優先に着実な安全の積み上げと、継続した住民への理解活動に取り組んでいただきたい。

(原子力研究開発機構：伊藤 理事)

- ・ 安全を第一に立派なもんじゅにしたいと理事長も決意表明しており、安全で透明性のあるもんじゅにしていきたい。

(敦賀市：岡本 議長)

- ・もんじゅについては大変注目しており、一丸となって取り組んでいただいていると非常に評価をしている。
- ・今後とも今の姿勢でやっていただければ、起動まで順調に進むのではないかと期待している。

○議題説明

(5) 高浜発電所3, 4号機のプルサーマル計画について

[原子力安全・保安院 森下 地域原子力安全統括管理官]

[県 原子力安全対策課]

(高浜町：野瀬 町長)

- ・3, 4号機用のMOX燃料の検査について当町でも確認した。16体のうち4体が自主検査の目標値の範囲に収まらなかったということで12体に変更になったわけだが、関西電力が自主的に設けた基準値に収まらなかったということであり、それだけしっかりした検査と判断をしたということであると評価したい。
- ・プルサーマルについては、このような品質保証活動が厳しいものになっており、申請・審査がなされている。振り返ると、10年前の平成11年のデータ改ざんということが皮切りになり、こうした基準が設けられたと認識している。
- ・昨年、玄海原子力発電所で営業運転が始まり、プルサーマルが日本で稼働したが、玄海、伊方、浜岡と違い、当町においては10年前から計画があり、町民のなかの心情や、他所とはちがう経過を踏まえているということを念頭において、今後の海上輸送や外観検査等、町民の理解が得られるようにしっかり対応をとっていただきたい。

(関西電力：肥田 原子力発電部門統括)

- ・過去の反省から、今回のMOX燃料の製造については、非常に厳格な品質保証体制をとって進めてきた。今回の補正申請内容について、原子力安全・保安院や福井県、高浜町に立ち入り調査などの手段を通じて、厳格に審査・調査をいただき、妥当であると確認された。
- ・今後、次のステップに進めていきたいと考えているが、安全最優先と住民の理解を得ながら、一步一步確実に進めていきたい。

(高浜町：濱田 議長)

- ・町議会としては、平成11年に計画したプルサーマル推進の形を踏襲してきており、いろいろな過程があったが、今回のプルサーマルの計画については当初から、その都度、関西電力あるいは国から説明をいただいております。
- ・この補正申請およびその確認についても国及び県が妥当と判断しており、今後、安心・安全はもちろんのこと、住民に説明するということが、国が一元的に責任を持った形で、表に立ってやっていただかないと町民としてはなかなか納得できない。
- ・核燃料サイクルについて考えるとプルサーマルだけの問題ではなくて、もんじゅも含めて、全体的に確立していかないと、日本の核燃料サイクルというのは成立していかない。この点を踏まえて進めていくことが理解を得られる一番の早道ではないか。
- ・安心・安全というのは大前提であり、今後ともこれに慢心することなく、国のしっかりとした検査、住民に対しての報告を行っていただきたい。

(原子力安全・保安院：森下 地域原子力安全統括管理官)

- ・要望のあった高浜町の住民への説明については、この燃料が実際に発電所に到着するまでには少し期間があるので、機会をいただければ、その都度、説明に参りたい。

○議題説明

(6) 美浜発電所1号機の高経年化技術評価と長期保守管理方針について

[関西電力株式会社 肥田 原子力発電部門統括]

(美浜町：山口 町長)

- ・説明の中でこの先何年運転するというのが明文化されていない。60年の安全というのは話があったが今後の運転の見通しは、ここできちんと話をしておいてもらう必要があるのではないか。

(関西電力：肥田 原子力発電部門統括)

- ・今回の申請は技術的な評価について60年という期間を設定して、その時点でも設備・構造物が健全かどうかということの評価した。そのために必要な手立ても同時に申請しており、今後、国の審査結果が出てくるが、その結果や長期的なエネルギーセキュリティの問題、地球環境の問題、あるいはその経済性の問題、そういった問題を踏まえて総合的に勘案し、美浜1号機を何年運転するかという運転方針を示していきたい。

(美浜町：山口 町長)

- ・原子力は、安全と地元の理解と地域振興が原則であり、安全の確認という点において、国の評価を受けるというこの内容は美浜町でも昨年、議会の全員協議会や各種団体からなる環境監視委員会で説明を受け、内容については理解している。
- ・申し出については今後10年の運転が可能であるという話を伺った。現在、国で審査がなされているので、「動かす」「動かさない」については国の審査が終わってからその判断をしていきたい。
- ・PWRとしては日本で一番古い炉であり、今後の判断というのは最初であり、非常に重いものがあると理解しており、慎重に議会、監視委員会の意見も含めながら今後の判断をしていきたい。
- ・判断とは別になるが、美浜1号炉は出力が34万kWで電源三法交付金の対象となる35万kWを下回っており対象外である。常々これはいかなものかということをお願いしており、この点について保安院もご承知おきいただきたい。

(美浜町：中村 議長)

- ・ 技術的な評価というのは町民の末端までは届かず、地元では40年で停止であろうというのが大半だと思われる。町長以下、このことについて町民を説得するのは至難の業であろうと考えている。
- ・ 敦賀1号機は40年目を迎えるのが8ヶ月早いですが、美浜1号機の場合は条件も違い、当町が財政難ということもあり、美浜1号機の判断は非常に厳しい決断であろう。
- ・ 現在、日本には昭和49年までにできたプラントは6基ある。そのうち3基が敦賀と美浜の2基であり、美浜はあと2年で2号機が40年目となるので、1号はしっかりやらないと、2号機があるので非常に苦慮しなければならない決断である。

(福井県議会：中川 議員)

- ・ 高経年化に対応したルール作りを進め、安全性に対して十分な配慮がされており、危険はないと思う。しかし、予期しないところで何かが起こる可能性があるのではないかという点で、地元の間人としては高経年化に対する漠然とした不安を感じる。
- ・ 高経年化技術評価に基づき国の認可を受けるとあるが、10年ごとに国の認可をうければ何年でも延々と運転されるのではないかと不安を感じる。
- ・ 当初は30年を一つの区切りとして運転しており、いつまでも古い原子力発電所を継続せずに、新しいプラントを建設したほうがよいのではないか。

(関西電力：肥田 原子力発電部門統括)

- ・ 新しいプラントについては、重要な課題であると認識しており、現在では、具体的な検討はないが、古いプラントをいつまでも運転するという事ではないと認識している。

(福井県議会：中川 議員)

- ・ 地元としては、古い原子炉が延々使われることに、一般の人は大変不安を感じる。国は認可し、県あるいは町が反対であるということになった場合どうするのか。

(関西電力：肥田 原子力発電部門統括)

- ・もちろん国の認可だけでなく、県、地元の美浜町の理解を得ながらということであり、理解に努めていく。

(高浜町：野瀬 町長)

- ・美浜1号機の40年目以降の安全性ということだが、60年という技術的な部分での話があると、60年ありきのような聞こえ方もする。地元では高経年化に対する漠然とした不安もあり、ロジカルな部分だけでは説明しきれない、納得してもらえない部分もあり、今後40年を迎えるものはプラントごとの判断になろうかと思う。
- ・いずれは廃炉になり、必要があればリプレースということになる。電力需要などの要素も絡むだろうが、そういった話題が一切出ずに、ただ単に延長運転ということだと地元の理解を得るには、非常に困難なこともでてくるのではないかと感じる。
- ・長期的な視野も合わせた構想を事業者にはもっていただいて、安全上はしっかりと審査がなされる必要があると思う。

(関西電力：肥田 原子力発電部門統括)

- ・今後ともそういった形の検討を進めていく。

(原子力安全・保安院：森下 地域原子力安全統括管理官)

- ・今の制度は30年目を迎えるときに、事業者がこれまでの保安活動の総括をして、これまでのトラブルや不適合などを分析してきた事項を組み込んだ保守管理の方針を保安規定の認可事項としている。
- ・以前は事業者に対する行政指導だったものを事業者が遵守すべき国の認可事項とした。守っていなければ保安規定違反となり、ペナルティもあるという厳しいものであり、事業者は長期の保守管理方針に基づいて、具体的な保守管理の計画を立てている。

(原子力安全・保安院：森下 地域原子力安全統括管理官) 続き

- ・保守管理の計画は定期検査ごとに事前に国に提出し、長期の方針に沿ったものであるか確認し、その後、実施した結果を保安検査あるいは原子力安全基盤機構（JNES）の定期安全管理審査で確認する。これが平成21年の1月から強化された新検査制度である。
- ・国としては、これをきっちりとやっていくことで40年目以降のプラントの安全確認についても万全を期していきたい。

(美浜町：中村 議長)

- ・40年から50年への運転については審査を受ければ可能とのことだが、新検査制度により定期検査までの間隔を1, 2ヶ月伸ばすことについて、高経年化プラントについては適用となりにくいのはなぜか。

(原子力安全・保安院：森下 地域原子力安全統括管理官)

- ・新検査制度は、事業者が保全計画を立ててそれを定期検査毎に事前に申請をして実施し、それを国が確認するという枠組みを作った。これまでは、高経年化対策が通常保全と独立して存在していたものを、高経年化対策に基づく保全の計画についても盛り込んで一体として保全計画を国に届出をして事前審査をするという仕組みになっている。高経年化も含めて、定期検査毎の全体の保全がしっかり計画されていて、実際やっているかということを見る仕組みになっているという説明をした。

(美浜町：中村 議長)

- ・これだけ大事なことが10年延ばせるのに、なぜ美浜発電所は新検査制度の適用を受けて定期検査までの期間を1, 2ヶ月伸ばすことができないのか。事業者がしないだけかもしれないが、話を聞くと、高経年化のプラントの申請はありえないであろうと、他の地区の原子力発電所は適用があっても、美浜ありえないということはおかしいのではないか。

(福井県：櫻本 原子力安全対策課長)

- ・ 30年以上を超えた高経年化プラントについては、少なくとも定期検査間隔を延長することについては、極めて慎重でなければならない。県、立地市町ともどもそのような考え方でいる。
- ・ 美浜1号機については、仮に40年以降の運転となったとしても、定期検査の間隔については、基本的に現行の13ヶ月というものが維持される必要があるのではないかと考えている。そういうことが維持されてはじめて、我々、立地自治体として、長期継続運転を受け入れられるものではないかと考えている。
- ・ 関西電力の技術評価あるいは国の認可が前提であるが、それを立地自治体として運転継続を受け入れるかどうかは、地方自治体としてどう判断するかという問題である。

以上